

16番	浅井寿美 議員	
質問タイトル (大項目)	質問項目 (中項目)	具体的質問内容 (小項目)
<p>1. 生活保護行政における「扶養照会」はやめるべき</p> <p>「扶養照会」とは生活保護の申請者や受給者の三親等内の親族に対して、金銭的または精神的援助が可能かどうかを問い合わせる行為であるが、親族に生活保護を申請したことを知られたくない生活困窮者が、申請をためらう原因の一つとなっている。今年1月の参院予算委員会で「扶養照会」をめぐる、厚生労働大臣は「(法的な)義務ではない」と答弁し、3月末に厚労省は生活保護の実務にかかわる「問答集」を一部改正した。これに対して「制度の実務運用を大きく改善しうるもの」として期待の声も上がっている。コロナ禍で雇用と生活の不安が拡大する中、最後の</p>	<p>(1) 本市の扶養照会の実施状況について</p>	<p>①生活保護法第4条2項では、「民法に定める扶養義務者の扶養は保護に優先して行われる」となっているが、これは扶養できる親族がいても、扶養の履行は保護開始の要件ではないと解釈してよいか伺う。</p> <p>②生活保護の相談から申請、保護開始の流れの中で、扶養照会はどのように行うのか伺う。</p> <p>③直近数年の生活扶助の保護世帯数は約400世帯から450世帯で、生活扶助費は約3億円弱である。今年5月に親族から金銭的援助を受けた世帯は7世帯、援助の実績額は合計68,680円、一年間継続されて82万4160円となる。この金額は収入認定され保護世帯の生活扶助費から減額されるが、扶養照会に費やされる経費や労力による効果としてはあまりにも小さい。どのように認識しているか伺う。</p> <p>④直近数年の生活保護の申請件数と保護開始数に大きな開きはないが、相談から申請に至る件数は相談件数の3割から7割となっている。親族への扶養照会が申請をためらう原因の一つとなっていることが、申請件数にも反映していると考えますが認識を伺う。</p>

- 備考 1. 必ず、大項目を【1、2、3・・・】、中項目を【(1)、(2)、(3)・・・】、小項目を【①、②、③・・・】として明記し、質問内容、要旨等の具体的かつ明瞭化に努める。
2. 数値の答弁を求める場合は、必ずその旨を記載する。また、過去の経緯、他市の状況等の答弁を求める場合も、同様の扱いとする。
3. MS明朝体、12ポイントで記載する。

16番	浅井寿美 議員	
質問タイトル (大項目)	質問項目 (中項目)	具体的質問内容 (小項目)
<p>セーフティネットである生活保護の障壁となっている「扶養照会」はやめるべきと考える。</p>	<p>(2) 同意のない扶養照会はやめるべき</p>	<p>① 1月の厚生労働大臣の「扶養照会は義務ではない」という国会答弁以後、扶養照会の問題点を様々な団体・個人が表明し、改善を求めている。厚労省は2月26日事務連絡を発出したが、これをさらに発展させた形で3月30日に「生活保護問答集について」の一部改正を発出した。これには扶養照会は『扶養義務の履行が期待できる』と判断される者に対して行うものと明記され、また「要保護者が扶養照会を拒んでいる場合等においては、その理由について特に丁寧に聞き取りを行う」ことを改めて関係機関に求めている。扶養照会に対する厚労省の一連の対応についてどのように受け止められたか伺う。</p> <p>②一部改正された「生活保護問答集について」の運用は4月1日から適用されたが、扶養照会の実際の手続きにおいて、新たな内容をどのように具体化されたか伺う。</p> <p>③特に今回の改正で画期的な点は、扶養照会について本人の意思を尊重するという姿勢を示したことであるが、扶養照会の実施については、少なくとも本人の同意を条件とすべきと考えるが見解を伺う。</p> <p>④現在、「日本における生活保護補足率は先進諸国と比較しても著しく低い」と言われ、保護を必要とする多くの人々に保護の手が届いていない状況にあると考える。その一因として申請時における扶養照会があるのであれば、本来、憲法に定められた生存権を保障するための制度の中に、それを阻害する仕組みがつけられていることになる。同時に扶養照会は実効性においても期待できず、実務を担う行政としては国に撤廃を求めていくべきではないか。</p>

- 備考 1. 必ず、大項目を【1、2、3・・・】、中項目を【(1)、(2)、(3)・・・】、小項目を【①、②、③・・・】として明記し、質問内容、要旨等の具体的かつ明瞭化に努める。
2. 数値の答弁を求める場合は、必ずその旨を記載する。また、過去の経緯、他市の状況等の答弁を求める場合も、同様の扱いとする。
3. MS明朝体、12ポイントで記載する。

16番	浅井寿美 議員	
質問タイトル (大項目)	質問項目 (中項目)	具体的質問内容 (小項目)
<p>2. 在宅介護を支える紙おむつ等支給事業を復活し、抜本的拡充を</p> <p>高齢で介護が必要になっても自宅で過ごしたい、また高齢の家族を自宅で介護したい、このような思いを尊重し支える仕組みを充実させることが本来の「地域包括ケア」の「深化」であると考えている。瀬戸市は今年度、「家族介護用品支給事業」を廃止したが、この事業が在宅介護を支える基本的な事業であることは、近隣自治体の動向を見れば明らかであり、高齢化の進む本市こそその役割の重要性を認識すべきと考える。本事業の復活及び抜本的拡充を求めて質問する。</p>	<p>(1) 本市の高齢者在宅介護の実態について</p> <p>(2) 瀬戸市の「家族介護用品支給事業」の実態と廃止について</p>	<p>①瀬戸市高齢者総合計画において「在宅介護」はどのように位置づけられているか伺う。</p> <p>②高齢化率が30%に迫る状況であるが、瀬戸市において、要介護状態の高齢者のうち、在宅で介護サービスを受けながら、継続して日常生活を営んでいる高齢者はどれほどか、またその中で排尿、排便に介助または見守りが必要な高齢者の数や家族形態などについて把握しているか伺う。</p> <p>③一般的に紙おむつなどの支給事業は介護保険以前から行われており、低所得者向けの、市町村の家族介護支援事業として位置づけられてきた。介護保険後も事業は継続され、2006年に任意事業となった。在宅の要介護者にとって、市町村のおむつ支給事業は在宅介護を支える大切な仕組みとして機能してきていると考えるが、見解を伺う。</p> <p>①「家族介護用品支給事業」の対象者は、要介護3以上の要援護者を「自宅で現に介護している家族」であること、本人及び世帯全員が市民税非課税で、その他一定の条件を満たす場合となっていた。年間1万円の支給券の使用可能期間は1月1日から翌年1月31日までとなっていたが、この事業の目的と制度設計の経緯について伺う。</p> <p>②本事業は毎年約180名～200名の方が利用し、費用は約170万円～200万円となっていたが、この実績をどのように評価するか伺う。</p>

- 備考 1. 必ず、大項目を【1、2、3・・・】、中項目を【(1)、(2)、(3)・・・】、小項目を【①、②、③・・・】として明記し、質問内容、要旨等の具体的かつ明瞭化に努める。
2. 数値の答弁を求める場合は、必ずその旨を記載する。また、過去の経緯、他市の状況等の答弁を求める場合も、同様の扱いとする。
3. MS明朝体、12ポイントで記載する。

16番	浅井 寿美 議員	
質問タイトル (大項目)	質問項目 (中項目)	具体的質問内容 (小項目)
	(3) 事業の復活と拡充を求める	<p>③厚労省は2015年第6期のころから介護用品支給事業の見直しに言及し、2018年第7期実施継続の条件として、「任意事業としての事業の廃止・縮小に向けた具体的な方策を検討する」こととしたが、第8期を検討する中で本事業の廃止を選択した理由を伺う。</p> <p>①厚労省は昨年9月、介護用品支給事業を2021年度から任意事業としない旨の事務連絡を发出したが、11月9日に改めて、2024年3月末まで任意事業を延長することを事務連絡した。コロナ禍での在宅介護支援の重要性に向き合った政策転換と考えるが、認識を伺う。</p> <p>②在宅介護の重要な支援として実施されてきた介護用品支給事業については、地域包括ケア充実の観点及び、コロナ禍で家族介護の困難が増している状況を踏まえ、事業を継続すべきと考えるが見解を伺う。</p> <p>③11月の事務連絡で厚労省は、2024年3月末までの延長を認める条件として、利用者は本人非課税・世帯員課税など「限定」し、年間6万円を上限とし利用できるとしている。瀬戸市はそもそも本人も世帯員も非課税、年間1万円が上限であるため、今回の事務連絡の内容で実施すれば瀬戸市民にとっては「拡充」となる。せめて近隣市町並みの地域包括ケアを実施するために、対象を本人とすることも含めて国の条件での実施、及び2025年度からは一般会計での実施とすべきと考えるが見解を伺う。</p>

- 備考 1. 必ず、大項目を【1、2、3・・・】、中項目を【(1)、(2)、(3)・・・】、小項目を【①、②、③・・・】として明記し、質問内容、要旨等の具体的かつ明瞭化に努める。
2. 数値の答弁を求める場合は、必ずその旨を記載する。また、過去の経緯、他市の状況等の答弁を求める場合も、同様の扱いとする。
3. MS明朝体、12ポイントで記載する。